

平成27年12月1日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 棚 田 進

平成27年(イ)第125号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成27年11月10日

判 決

山口県

原 告

同訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

京都市

被 告

同代表者代表取締役

アイフル株式会社

主 文

- 1 被告は、原告に対し、33万9565円及びうち26万4648円に対する平成27年7月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

主文と同旨

第2 事案の概要

1 請求原因の要旨

- (1) 原告は、貸金業法により登録を受けた貸金業者（以下、「貸金業者」という。）である株式会社ライフ（以下、「ライフ」という。）との間で、平成16年12月4日から平成23年1月4日まで金銭の借入れと返済を繰り返してきた（以下、「本件取引」という。）が、本件取引において、原告がライフに支払った利息制限法所定の制限利率（以下「制限利率」という。）を超える利息を順次元本に

充当して計算すると過払金が生じている。

(2) 被告は、平成23年7月1日、ライフを吸収合併した。

(3) 被告は、貸金業者であり、本件取引において、民法704条の悪意の受益者として、原告に対し、同条前段所定の利息（以下、「過払金利息」という。）を支払う義務がある。

(4) よって、原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金26万4648円及び平成27年7月15日までの過払金利息7万4917円並びに上記過払金に対する平成27年7月16日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による過払金利息の支払を求める。

2 本件の争点

被告は、民法704条の悪意の受益者にあたるか否か

第3 当裁判所の判断

1 被告の原告に対する過払金返還義務の有無について

(1) 証拠(甲1)及び弁論の全趣旨によれば、原告がライフとの間で、平成16年12月4日から平成23年1月4日まで、別紙計算書の「貸付金」欄又は「支払金」欄にそれぞれ対応する「年」「月」「日」欄の年月日に、上記「貸付金」欄記載の金額の借入れ又は「支払金」欄記載の金額の弁済を行ってきたこと、本件取引において、制限利率を超える約定利率による利息の支払が行われてきたこと、被告が、平成23年7月1日、ライフを吸収合併したことが、それぞれ認められる。

(2) 上記(1)に基づき、本件取引について元本充当計算を行うと、原告の被告に対する弁済は過払になるところ、上記過払金の受領は法律上の原因がないから被告の不当利得になり、原告は同額の損失を被ったと認められる。

そうすると、被告は、原告に対し、発生した過払金を不当利得と

して返還する義務を負う。

2 本件の争点（被告が民法704条の悪意の受益者にあたるか否か）
について

(1) 貸金業者は、借主の弁済金のうち制限利率を超える利息の受領を許容する貸金業法43条1項の適用がない場合には、制限利率を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）は、貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後の過払金は不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきであるから、制限超過部分を利息として受領することについて、貸金業法43条1項が適用される場合か、これが認められない場合には同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情（以下、「特段の事情」という。）がない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者と推定するのが相当である（最高裁判所第二小法廷平成19年7月13日判決参照）。

(2) 被告は、上記特段の事情に関し、ライフが貸金業法17条又は18条所定の書面を交付するような業務態勢を整えており、上記書面が適用要件を充足するものと認識していたから、特段の事情があったという趣旨の主張をするのであるが、被告の同主張は、本件取引に関して個別具体的な事由を挙げて特段の事情があったことを主張するものではなく、また、本件取引において特段の事情があったことについて、具体的な立証もないことからすれば、被告に特段の事情があったとは認められない。

そうすると、被告は、本件取引において、民法704条の悪意の受益者と推定され、民法704条前段の規定に基づき、過払金発生時から、同条前段所定の利息（過払金利息）を原告に対し支払う

義務がある。

- 3 以上によれば、被告は原告に対し、別紙計算書のとおり、過払金 2 万 4 6 4 8 円及び平成 2 7 年 7 月 1 5 日までの過払金利息 7 万 4 9 1 7 円並びに上記過払金に対する平成 2 7 年 7 月 1 6 日から支払済みまで年 5 分の割合による過払金利息の支払義務があると認められる。

よって、原告の請求は理由があるのでこれを認容し、被告から仮執行免脱宣言の申立て及び「仮執行の開始時期を判決が被告に送達された後 1 4 日経過した時」との文言を判決主文に付する旨の申立てがあったが、いずれも必要がないのでこれらを却下することとして、主文のとおり判決する。

岩国簡易裁判所

裁 判 官 辰 巳 晃

これは 正本 である。

平成27年12月1日

岩国簡易裁判所訴訟係

裁判所書記官 棚田 進

